

○茨城県警察署分庁舎の運用等に関する訓令

平成27年2月26日

本部訓令第3号

〔沿革〕 令和元年12月本部訓令第9号、2年2月第2号改正

茨城県警察署分庁舎の運用等に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察署分庁舎の運用等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察署分庁舎の設置に関する規則（平成27年茨城県公安委員会規則第2号）第3条の規定に基づき、警察署の分庁舎（以下「分庁舎」という。）の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(分庁舎長の名称)

第2条 分庁舎長（茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第5号）第71条の2第1項の分庁舎長をいう。第4条において同じ。）の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

分庁舎	名称
那珂湊警察センター	那珂湊警察センター長
つくば北警察センター	つくば北警察センター長

(分庁舎の業務)

第3条 分庁舎においては、警察署で取り扱う業務のうち次に掲げる業務及び交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成21年茨城県公安委員会規則第2号）第2条第2号の所在地に係る業務を行う。

- (1) 警ら用無線自動車による機動警らに関すること。
- (2) 自動車等の運転免許証の更新等に係る事務に関すること。
- (3) 道路使用許可のうち祭礼等の許可事務に関すること。
- (4) 遺失物等の取扱いに関すること。
- (5) その他警察署長（以下「署長」という。）に特に命ぜられた事項に関すること。

(決裁等)

第4条 分庁舎及び次の表の右欄に掲げる駐在所における事務は、あらかじめ分庁舎長に回議を受け、又は報告をした後、警察署の課長等の幹部を経て決裁を受け、又は報告をしなければならない。

警察署	駐在所
ひたちなか警察署	阿字ヶ浦駐在所、磯崎駐在所、平磯駐在所、部田野駐在所
つくば警察署	小田駐在所、上大島駐在所、菅間駐在所、筑波山駐在所、作谷駐在所、吉沼駐在所

- 2 前項の規定にかかわらず、急速を要するときは、分庁舎長への報告を省略することができる。この場合においては、事後速やかに、その処理状況を分庁舎長に報告しなければならない。
- 3 分庁舎長は、茨城県公安委員会事務専決規程（昭和38年茨城県公安委員会規程第1号）第4条の2並びに茨城県警察事務決裁に関する訓令（平成26年茨城県警察本部訓令第2号）第68条及び第69条第2号に規定する事務について専決することができる。

（総合運用の原則）

- 第5条 署長は、警察署と分庁舎に勤務する職員の総合運用に努め、もって管内住民の安全と安心の確保を図らなければならない。
- 2 警察署及び分庁舎に勤務する職員は、相互に連携し、連絡調整を図るとともに、署長の指揮監督の下に、警察活動の推進に努めなければならない。

（委任）

- 第6条 この訓令に定めるもののほか、分庁舎の運用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年12月19日本部訓令第9号）

この訓令は、令和2年3月2日から施行する。

附 則 （令和2年2月13日本部訓令第2号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年3月2日から施行する。